

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令417) (注3)	署 名 者	告示 番号 (注4)
カーボヴェル デ	食糧援助に関する日本国政府との カーボヴェルデ共和国政府との 間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	350,000 千円 -----	2018.2.21 ブライア で (同日)	日本側 大森茂在カーボヴェルデ大使 カーボヴェルデ側 ルイス・フアイリベ・ロベス・タバレス外務・共同体大臣	2018.3.5 65号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。

(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。

(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。

(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。